

2008年3月6日

独立行政法人 国際協力機構

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺様、地球・人間環境フォーラム 満田様
からのご質問に対する回答

次のとおり回答いたします。

(全般的事項)

1. 「～の例がある」等の事例を記載している部分はすべて案件名をご教示下さい。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

2. 「～が多い」等の表現は、案件数をご教示いただくとともに、カテゴリ A 案件については案件名を明示して下さい。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

3. 本調査の実施を補助されたコンサルタントの名称、調査項目、調査 TOR、調査期間をご教示ください。

(答) 追って回答させていただきます。

4. 本調査において、事業実施機関、現地 NGO、被影響住民などへのヒアリングを実施されましたか。

- 1) 実施したとすれば、どの案件について実施しましたか。
- 2) 実施したとすれば、ヒアリング先とヒアリング結果を具体的に列記して下さい。
- 3) 実施しなかったとすれば、実施しないでよいと判断した理由につきご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

5. 相手国政府に求める環境社会配慮の要件 (ガイドライン別紙 1) に関する本調査における調査手法をご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

(ステークホルダー協議・情報公開)

6. (p. 16) ステークホルダー協議の結果、どのような住民意見があり、どのように事業計画に反映されたのか、カテゴリ A 案件について具体的にご教示下さい。

(答) ステークホルダー協議で出された意見を報告書に反映した事例を以下に示します。

「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」

既存の廃棄物処分場の閉鎖に伴い、ウェストピッカーが被る影響とその対策に関する質問・意見が複数出されました。これを踏まえて、最終報告書の提言部分には、ウェストピッカーの清掃作業員としての再雇用規模予想を明確にした上で、NGO をパートナーとしてカンボジア側実施機関が支援対象のウェストピッカーの特定及び具体的支援策の検討を進めること等を記載しました。

「インドネシア国バリ州水資源開発・管理総合調査」

ステークホルダー協議で提案した複数の優先事業のうち、灌漑目的の堰の建設事業については、協議に参加した住民から反対意見が出されたことから、協議結果を尊重して事業計画から除外しました。

7. ステークホルダー協議・情報公開に関する課題はどのように評価されましたか。

(答) 事務局の視点での新 JICA ガイドラインに向けた課題、論点については、後日改めてご説明させていただきます。

8. (p.10) 「多くの案件でステークホルダー協議時や住民説明会、情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例がある」とあります。

1) 「ポスターやブックレット」となっていますが、これは公開の形態についての記述と思われる。ガイドライン 1.6.3 に示す「環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)」の開示状況をご教示下さい

2) 「例がある」ということは、これらの情報が現地語で公開されていない例もあるということですか。開示されなかった案件数、案件名、開示されなかった情報を具体的にご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

9. (p.10) 「多くの案件では、相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている。また、環境影響評価制度として住民説明会の実施を事業者に義務付けている場合が多く、ステークホルダーによる環境影響評価文書へのアクセスが可能と考えられる」とあります。

1) これによりガイドラインの 1.4.1 の規定が満たされているということの意味しているのですか。

2) 「相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている」案件は、何件ですか。

3) カテゴリ A 案件において、当該案件が相手国の環境影響評価制度においては環境アセスメントの対象にならない案件はありましたか。その案件名をご教示下さい。

4) 3) においては、どのように現地における公開を担保したのでしょうか。

(答) 追って回答させていただきます。

10. (p. 14) 「(1) [情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する]については、事前調査等において、ガイドラインに従うことを確認している。」とありますが、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みおよび相手国政府との協議・合意の内容について、案件名とともに例示して下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

11. (p. 15) 「(3) ……例えば、プロジェクトのホームページを開設し、プロジェクト情報、ステークホルダー協議の議事録を掲載した例、現地語のパンフレットを作成した例がある。また、現地ステークホルダー協議を行う場合に情報公開が行われている。」と記述されていますが、公開された情報の内容とその手法について、案件ごとに具体的に示して下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

12. (p. 16) 「(1) ステークホルダー協議は、会議形式が通常であるが、ステークホルダーからの意見聴取の方法として、フォーカス・グループ・ディスカッション、パブリックコメントを行っている例もある」と記述されています。

- 1) これらの協議形式は、それぞれどの案件のどのステージ（代替案検討時、スコーピング時、ドラフトレポート協議時など）において採用されたのでしょうか。
- 2) 協議形式の使い分けに何か工夫をされたのでしょうか。
- 3) パブリックコメントのみの対応という案件もあったのでしょうか。

(答) 追って回答させていただきます。

13. (p. 16) 「(3) 影響を直接受けると想定される住民が特定されていない場合は」と記述されていますが、具体的な案件名と、なぜ「影響を直接受けると想定される住民が特定されていない」のかにつきご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

14. (p. 16) 「(4) カテゴリ A 案件については、スコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において、情報公開のうえ現地ステークホルダーとの協議を行っている」と記述されていますが、公開されている情報を具体的に列記して下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

15. (p. 17) 「マスタープラン調査の段階のステークホルダー協議については、プロジェクト

トが具体化していないこと等から、ステークホルダーの範囲がフォーカスしにくいいため、関連省庁や関連部局を対象としているケースが少なくない。」とされていますが、これのみではステークホルダー協議とは言えません。

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) ガイドライン 2.2.4 を遵守していると判断した根拠は何ですか。
- 3) 例えば関連するテーマについて情報・知見を有する NGO や、当該協力事業に意見を有する個人・団体に対する協議を行わなかった理由は何ですか。

(答) 追って回答させていただきます。

(スコーピング)

16. (p. 18) スコーピングについては、その後、審査会において調査を実施すべきであった項目が指摘されることが何度もありました。すなわち当初のスコーピングが必ずしも妥当でなかったこともあると思われれます。これらの事例を、いくつかとりあげて具体的にレビューを行うことは価値があると思いますが、本報告で記述しなかったのはなぜですか。

(答) 追って回答させていただきます。

17. (p. 18) 1) 大気：「道路供用時の大気汚染対策として、沿道への植樹を提案した。」

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) 案件名が不明なので、状況はわかりませんが、提案がこれだけであったとすると、かなり限定的なもののように思われれます。例えば、道路政策全般としての提案や、交通量の抑制・管理、渋滞緩和、モニタリングなどを提案に含めなかった理由は何ですか。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) 追って回答させていただきます。

18. (p. 18) 4) 自然環境：「道路建設に伴う植生の破壊に関して、特に土壌浸食を引き起こす可能性のある場所における植生の早期回復を提案した例がある。また、樹木の伐採については、同数の樹木の植林を実施するように提案した。」

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) 動植物の移植は、一般に、移植先の既存の生態系の攪乱を引き起こしたり、移植先の動植物種との競合を引き起こしたりすることが多いと言われています。この点に関する具体的な配慮はなされたのでしょうか。
- 3) 植林は、場所によっては、住民の共有地などのアクセスなどを阻害し、住民とのコンフリクトを生じるケースも多発していますが、この点についてはどのような確認が行われたのでしょうか。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) 追って回答させていただきます。
- 3) 追って回答させていただきます。

19. (p. 19) 5) 非自発的住民移転：「フィージビリティ調査において移転対象世帯の全数調査を実施し、当該国の関連制度や事例などを参考に補償方針や移転住民への支援策を含む住民移転計画フレームワークを策定した。」

- 1) 大規模住民移転を伴う可能性のある案件の案件名をご教示下さい。
- 2) このうち、このような調査を行った案件の名称をご教示下さい。
- 3) 行わなかった案件があるとすれば、その理由は何ですか。
- 4) 「住民移転計画フレームワーク」の項目、公開の状況、ステークホルダーとの協議の状況およびその結果についてご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

20. 多くの事業で、用地取得に伴う住民の生計手段の喪失などが生じる可能性があることに鑑み、このような案件の事例分析が必要であると考えますが、かかる分析は実施されたのでしょうか。

(答) 追って回答させていただきます。

(カテゴリ分類)

21. p. 37-38 には、大規模なものであればカテゴリ A に分類されるセクターの下記の案件がカテゴリ B に分類されています。それぞれの案件名とカテゴリ B に分類した理由をご教示下さい。

- 1) 火力発電所：3 件がいずれもカテゴリ B
- 2) 水力発電：3 件のうち 2 件がカテゴリ B
- 3) 空港：2 件のうち 1 件がカテゴリ B
- 4) 港湾：2 件のうち 1 件がカテゴリ B
- 5) 上下水道：全てカテゴリ B
- 6) 廃棄物管理：7 件のうち 5 件がカテゴリ B：(記述を読むと最終処分場建設を伴うものがある。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

22. (p. 22) 「マスタープラン調査の中で優先プロジェクトを選定し、優先プロジェクトの F/S 調査を行う場合、マスタープラン調査をカテゴリ B としていた場合でも、調査の途中で選定された優先プロジェクトがカテゴリ A となる場合は、カテゴリ A に変更している。」と

記述されています。

- 1) 具体的な案件名をご教示下さい。
- 2) たとえば水資源開発、電力セクター、交通セクターなどは、優先プロジェクトにカテゴリ A が入ることは十分予想されると考えられ、マスタープラン段階からカテゴリ A とすることが妥当であると考えられます。1) の案件を、マスタープラン段階から、カテゴリ A にしなかった理由につきご教示下さい。

(答) カテゴリ分類を変更した事例について、当初のカテゴリ分類の正当性に関し、事例で説明します。

「インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画調査」

本案件では、バリ州における総合水資源開発・管理のためのM/Pを策定し、その中で選定された優先事業についてF/Sを実施したものです。当初は、後から選定されるダム計画を含め特定のプロジェクトが見込まれていたわけではなく、調査の中で需要と供給の検討を行った上で、優先プロジェクトを選定する調査であることから、カテゴリBとしておりました。M/Pのドラフト段階で選定されたF/S対象事業の中に、大規模な多目的ダム建設計画、大規模な取水を行う給水事業が含まれており、これがカテゴリAと分類されたため、カテゴリAに変更しました。

(人権)

23. (p. 25) 「人権問題が指摘されている国で、アムネスティレポートから情報を得たり、ステークホルダー協議の際に、人権問題で活動している NGO にも招待状を送付した例がある。」

- 1) 国名・案件名をご教示下さい。
- 2) 「人権問題で活動している NGO にも招待状を送付」した後の対応についてご教示下さい。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) 同案件では、建設労働者の人権の尊重の確認について記載しています

(意思決定)

24. (p. 25) JICA が第三者から案件に関する指摘を受けた場合の検討状況、応答状況、意思決定への反映の有無についてご教示下さい。また、当該指摘の外務省への伝達の有無についてご教示ください。

(答) 追って回答させていただきます。

(外部からのコメントへの対応)

25. カテゴリ A の要請案件についての、外部からのコメント (p. 31) について記述されています。

- 1) 案件名およびコメントの概要についてご教示下さい。
- 2) JICA 側からの応答についてご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

(相手国政府に求める環境社会配慮の要件)

26. 3.11 に書かれている記述の多くは、JICA 側の報告書上の検討・提言であり、これを受けて相手国政府・実施機関が実際の環境社会配慮として何を実施したかではないと考えられます。JICA 側の認識をご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

27. (p. 28) 「多くの案件が環境社会関連の費用・便益を定性的に評価している」とされているが、定量的な評価を行えていない理由は何ですか。

(答) 例えば、開発調査「インドネシア国バリ島水資源開発・管理総合調査」では、環境社会関連の費用・便益を定量的に評価した結果を基に、フィージビリティ調査対象事業の選定を試みており、ガイドラインに基づき、協力事業において「環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努め」ています。

28. (p. 28) 「ほとんどが報告書の中の一つの章として環境社会配慮の結果を記載している。」これはガイドライン別紙1「基本的事項3.」に対応する記述と考えられますが、ここでは、「特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。」とされています。この事項に関する相手国側での状況についてご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

29. (p. 29) 「計画地域に自然保護や文化遺産保護のために指定した地域が含まれる場合には、影響の最小化を検討している」と記述されています。

- 1) 案件名をご教示下さい。
- 2) ガイドライン上は、原則としてこれらの地域の外で行われなければならないとしていますが、これを許容した理由は何ですか。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) 計画地域に自然保護のために指定した地域が含まれる場合は、「ブータン国地方電化マスタープラン調査」の例があります。

「ブータン国地方電化マスタープラン調査」の例に見ると、同国では、自然保護区について6段階のゾーンが設定されています。最も規制の厳しいCore Zoneではほとんどの開発行為が禁止されますが、Multiple-use Zoneでは放牧や植林、観光開発が許可さ

れています。同国では国土面積の26%がなんらかの自然保護ゾーンに指定されているため、本M/Pのように全国を対象とした計画の場合、保護区内に施設線形を設定せざるを得ない場合があります。実際の施設立地を検討する際には、相手国政府が定める法規制の範囲内で、できるかぎり影響の少ないゾーンとなるよう検討を進めることとなります。

30. (p. 30) 先住民族に影響を与えると考えられた案件数、案件名につき、ご教示下さい。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

(環境社会配慮の手続き) (報告書 4.1-4.4 p. 31-36)

31. スコーピング時の現地ステークホルダーとの協議において出された意見がどのようにTORに反映されたのか、事例をあげてご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

32. 最終報告書作成段階の現地ステークホルダーとの協議において出された意見がどのように反映されたのか、事例をあげてご教示下さい。

(答) 「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」

既存の廃棄物処分場の閉鎖に伴い、ウェィストピッカーが被る影響とその対策に関する質問・意見が複数出されました。これを踏まえて、最終報告書の提言部分には、ウェィストピッカーの清掃作業員としての再雇用規模予想を明確にした上で、NGOをパートナーとしてカンボジア側実施機関が支援対象のウェィストピッカーの特定及び具体的な支援策の検討を進めること等を記載しました。

33. (p. 33) 「開発調査の中で、マスタープラン調査に引き続きフィージビリティ調査を実施した場合」とありますが、案件数をご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

(無償資金協力)

34. (p. 35) 基本設計調査に先立ち、予備調査等として何を確認したのか、カテゴリA案件(2件)につき具体的にご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

35. (p. 35) 「環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果を基本設計調査に反映している」とあるが、カテゴリA案件(2件)につき、具体的な反映方法についてご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

(フォローアップ)

36. (p. 36) 「JICA でフォローアップのための調査を行った場合に、環境社会配慮調査の結果や提言の状況を確認した。」と記述されています。

- 1) フォローアップを行った案件名をご教示下さい。
- 2) 実施された調査の具体的項目、調査結果を案件ごとに具体的にご教示下さい。
- 3) JICA が行った提言の計画への反映状況についてご教示下さい。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。
- 2) フォローアップ調査の報告書をご参照ください。
- 3) 追って回答させていただきます。

<火力発電> p. 37

37. 通常検討される影響項目と比して、報告書に記載されているものは非常に限定的（大気汚染、温排水しか具体的に挙げられていない）であるが、それ以外についても調査されましたか。

(答) 追って回答させていただきます。

38. 「温排水の発生による影響が考えられる場合は、これを検討している」としているが、検討しなかった例があるのでしょうか。

(答) 追って回答させていただきます。

<水力発電> p. 37

39. 「貯水池の常時満水位の高さを十数m下げることにより影響を軽減できる」としているが、これは何の案件を指しているのでしょうか。

(答) 追って回答させていただきます。

以 上

中央大学政策科学科 5年 仲田様からのご質問に対する回答

次のとおり回答いたします。

◇調査手法が限定的

各案件で JICA、相手国政府及び当該地方政府、実施主体、事業による被影響者など多くのステークホルダーを抱えているにも関わらず、調査対象が事業実施側のみで非常に限定的であるように見える。ガイドラインの適格な運用を調査するには実施者、被影響者双方の視点からの調査が必要ではないか。

(答) 運用実態確認の方法については、JICA 作成の報告に関する今後の委員会でのご議論も踏まえて検討させていただきます。

◇抽象的な表現が多く、運用実態の確認が出来ない

個別項目ごとに影響削減策などの事例が紹介されているが、「～した例もある。」「～という場合もある。」など曖昧な表現で、調査案件全体の中での割合や位置付けが見えない。また、具体的な案件名も出ていないため、事例に挙げられている案件の内容などが分からない。このため数件の事例に拠って、適格にガイドラインが運用されたとする根拠としては弱いのではないか。主に 3.3 環境社会配慮の項目、3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件、4. 運用の状況 (スキーム別手続き)、5. セクター別の傾向について。

(答) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。

◇ 3.2 現地ステークホルダーとの協議

カテゴリ B の案件でステークホルダー協議が実施されていないものが開発調査で 4 件、無償事前調査で 6 件ある。それは協議の必要性が無いとの判断によるものか。仮にそうであれば、その判断に至った根拠を説明して欲しい。

(答) 追って回答させていただきます。

◇3.6 参照する法令と基準

ガイドライン関連部分、2.6.2 「相手国政府及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。」となっている。「3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件」の項目で、ステークホルダーとの協議実施や非自発的住民移転支援への提言を行っ

していると述べているが、被影響者への確認を抜きにガイドラインの正確な運用の根拠とすることは困難ではないか。

(答) 追って回答させていただきます。

◇まとめ (2)運用状況

まとめの中で、全ての項目でガイドラインに従って適正に運用されているといった記述になっている。しかし、報告書全体として抽象的な表現が多く、この結論への根拠が弱いのではないか。

(答) 追って回答させていただきます。

以 上

市民外交センター 木村様からのご質問に対する回答

次のとおり回答いたします。

『JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告』「3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件」(7)先住民族について

- 1) 先住民族への影響があった案件の数と件名を教えてください。また、先住民族と少数民族が入り混じってつかわれているが、両者をどのように区別しているのか。
- 2) ガイドラインには「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」とあるが、どのような国際基準を参照しているのか、教えてください。特に、土地・資源権に関してどのような条約や宣言を参照しているのか、教えてください。
- 3) ガイドラインには「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」とあるが、報告書には合意を得るため、相手国政府を通じてどのような措置が取られたのか、記載がない。合意を得るための措置があったのかなかったのか、もしあったとすれば具体的にどのような措置が取られたのか、教えてください。

(答)

- 1) 第二回有識者委員会資料に事業案件名、事例等を記載しましたので、ご参照ください。「また、・・・」につきましては、追って回答させていただきます
- 2) 追って回答させていただきます。
- 3) 追って回答させていただきます。

平成 20 年 3 月 6 日
国際協力銀行

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺様のご質問に対する回答

<調査手法・調査範囲について>

1. 本調査において、事業実施機関、現地 NGO、被影響住民等へのヒアリングを実施したか。実施した場合、その案件名、ヒアリング先、ヒアリング結果を具体的に教えて頂きたい。また、実施しなかったとすれば、実施しないが良いと判断した理由はなぜか。

(答) 本調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、ご質問のようなヒアリングは実施しませんでした。

2. 報告書では以下のガイドライン第一部の項目について記述されていない。調査を実施したとすればその内容を、実施しなかったとすれば、実施しないが良いと判断した理由を教えてください。

➤ 第三者等から指摘があった場合の JBIC の対応 (ガイドライン P8)

(答) ご指摘の項目は、報告書「4.4.11. モニタリング実施状況」で扱った事項に含まれます。個別の案件について外部の方々からいただく様々なご指摘・ご照会事項については、本行の本店関係部署・駐在員事務所で個別に対応していることから、逐一とりまとめるはおりませんが、具体的な指摘をいただいた場合は、本行より相手国政府・実施機関に直ちに伝達すると共に、適切な対応を促しています。

➤ 事態の改善が必要であると JBIC が判断した場合の適切な対応の要求、不適切な対応における貸付停止等の措置 (ガイドライン P8)

(答) ご指摘の項目は、報告書「4.4.11. モニタリング実施状況」で扱った事項に含まれます。環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると本行が判断した場合には、予め締結された融資契約に基づき、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に対し、適切な対応を促しています。本行の要求に対するプロジェク

ト実施主体者の対応が不適切で、貸付実行の停止等の措置を取った例はありません。

- 達成できない場合の借入人からの報告、問題が生じた場合のステークホルダーとの協議（ガイドラインP10）

（答）ご指摘の項目は、報告書「4.4.11. モニタリング実施状況」で扱った事項に含まれます。本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は未だ事業実施の初期段階ですが、本行は、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じ、環境社会配慮の実施状況について確認を行っています。

<カテゴリ分類について>

3. 「影響を及ぼしやすいセクター」としてガイドライン上例示されているセクターのうち、カテゴリB案件に分類された案件数、案件名、事業規模（発電規模、下水処理能力等）、カテゴリBとしての根拠を教えてください。

（答）本調査対象のカテゴリB案件の一覧は別紙1を参照願います。本行は、各プロジェクトのセクター・規模・特性・立地に基づきカテゴリ分類を行っていますが、各案件の事業概要とカテゴリ分類の根拠については、本行ホームページで公表している各案件の事業事前評価表を参照願います。

4. スクリーニングにてカテゴリAに分類されたものの、アプレイサル後にカテゴリBに変更された2件について、以下の点をお尋ねしたい（報告書P17脚注34）。

- この2件の案件名を教えてください。

（答）ご質問の案件は、インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業E/S」と中国「新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業」です。

- 「地下水取水量の制限が設けられたことが確認されたため、カテゴリBに変更したケース」との記載があるが、どのような制限が設けられたのか。

（答）スクリーニングの段階では、大規模地下水揚水を伴う事業と判断された

ためカテゴリ A に分類しましたが、地下水源の詳細な調査を行ったところ、地下水揚水量が補給量に比して小さいことが確認され、また工場による地下水の直接汲み上げの全面廃止に向けた計画を確認できたことから、地盤沈下等の問題が発生するとは考えにくいと判断し、カテゴリ B に変更したものです。

5. カテゴリ A に該当するサブプロジェクトに融資されているカテゴリ FI 案件の案件数、案件名、サブプロジェクトの内容、各サブプロジェクトでの環境社会配慮確認状況を案件ごとに具体的に教えて頂きたい（報告書 P16）。

（答）本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は未だ事業実施の初期段階であり、また本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、カテゴリ FI 案件の各サブプロジェクトの状況確認までは行っておりません。

<調査結果全般について>

6. 報告書では、事例の案件名が書かれていない。「～」の例がある等、事例が記載されている箇所については、すべての案件名を教えて頂きたい。非公開であれば、その理由を教えて頂きたい。

（答）別紙 2 に案件名を記載しましたので、ご参照下さい。

7. 「～のケースが多い」等の表現を行っている箇所については、案件数を教えて頂きたい。

（答）別紙 2 に案件数も記載しましたので、ご参照下さい。

8. すべてのカテゴリ A 案件について、ガイドライン第 2 部の各要件を満たしているかどうかの実施状況を一覧化して具体的に教えて頂きたい。

（答）本調査を通じて、ガイドライン第 2 部の要件を満たしていないカテゴリ A 案件は見当たりませんでした。

<代替案の検討について>

9. 代替案の検討において、回避されたかどうかに関して記載がないが、代替案の検討段階で回避されたかどうかについては確認を行っているのか。また、回避が図れた案件について、案件名、実施内容を教えて頂きたい。

(答) 本調査を通じて、環境影響を回避・最小化するような代替案や緩和策が検討されていないカテゴリ A 案件は見当たりませんでした。

10. 「大きな環境影響が想定されない等の理由により代替案の検討が必要ないと判断され、その実施が確認されない案件があった(報告書 P23)」との記載があるが、その判断根拠を教えて頂きたい。

(答) 今回の調査では、各案件における代替案の検討について再度評価するというより、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析するよう努めました。

<国際的基準との比較について>

11. 「国際的基準等との比較における法令・基準遵守確認については、全てのカテゴリ A 案件において、適切に実施されている(報告書 P29)」との記載があるが、これについて以下の点をお聞きしたい。

➤ 「適切」の定義は何か。すべてのカテゴリ A 案件で報告書の表 4-1 に挙げられた基準を満たしたことを確認したのか。

(答) 相手国の法令や基準と国際的な基準等との比較検討のために、報告書 P28 の「表 4-1 先進国・国際機関等の環境基準例」のうち関連するものを参照し、国際的な基準等と比較し大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っています。

➤ 国際的基準との差異がある場合はどのように対応したのか。差異があった案件の案件数、案件名、差異の内容、対応の内容を案件ごとに具体的にお聞きしたい。

(答) 例えばモロッコの都市環境改善事業では、用地取得・住民移転に関する法律は存在していたものの、不法居住者に対する用地取得・住民移転に関する

法律は存在しなかったため、世銀の OP4. 12 を参照し、不法居住者に対する住民協議の実施、住民移転計画の作成、移転後のモニタリング計画の作成等を働きかけ、実施されました。

12. 大きな環境影響が想定されないとして国際的基準の参照を行っていなかったカテゴリ B 案件の案件数、案件名を教えてください。

(答) 別紙 3 をご参照下さい。

<モニタリング計画・環境管理計画について>

13. 「環境影響や用地取得が小規模な場合は(中略)、モニタリング計画自体の作成が確認できない案件もあった(報告書 P32)」との記載があるが、この案件数、案件名を教えてください。

(答) 別紙 3 をご参照下さい。

<ステークホルダーとの協議について>

14. EIA 報告書作成前のスコーピング時に「協議を通じて、その結果を EIA 報告書の TOR に反映させている国・案件もある(報告書 P33)」との記載があるが、スコーピング時の協議を行っていないカテゴリ A 案件の案件数、案件名、理由を教えてください。

(答) 各案件に対する本行のアプレイザル時には、地域住民等ステークホルダーとの協議の内容について審査していますが、今回の調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、全案件におけるステークホルダー協議の実施時期を個別に再度評価することまでは行っておりません。

15. スコーピング時の協議の結果を EIA 報告書の TOR に反映させた案件の案件数、案件名、反映させた内容について教えてください。

(答) 今回の調査対象のカテゴリ A 案件 28 件の内、11 件について、スコーピング時の協議結果が EIA 報告書に反映されました。反映された内容は例えば以下の通りです。

・ HIV/AIDS 問題に関して NGO 等と協力した対策の実施

- ・ 村の中心部での歩道の整備
- ・ 家畜や野生動物の横断箇所への標識の設置等の要望

16. 「EIA 報告書作成前のスコーピング時における情報公開」について、どのような文書が住民に配布されたのか。すべてのカテゴリ A 案件の実施状況を案件ごとに具体的に教えて頂きたい。

(答) カテゴリ A の全案件について、住民協議において地域の人々が理解できる言語によって事業概要、環境への影響、環境に対する緩和策等を含む情報が提供されていました。

17. 「ドラフトの完成時において、ステークホルダー協議を実施するが多かった (報告書 P33)」との記載があるが、EIA 報告書ドラフトの完成時にステークホルダーとの協議を行っていないカテゴリ A 案件の案件数、案件名、理由を教えて頂きたい。

(答) 各案件に対する本行のアプレイザル時には、地域住民等ステークホルダーとの協議の内容について審査していますが、今回の調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、全案件におけるステークホルダー協議の実施時期を個別に再度評価することまでは行っておりません。

18. 「住民協議で得たコメントを EIA 報告書に反映しているケースもある」との記載があるが、反映した案件名、反映内容を案件ごとに具体的に教えて頂きたい。

(答) 住民移転が発生するカテゴリ A 案件では、本行によるアプレイザル時に被影響住民が住民移転計画書やモニタリング計画のプロセスに参加していることを確認しています。例えば、インドの「バンガロール・メトロ建設事業」では、住民移転基本計画作成過程において政府、NGO、学識者等を含めた協議に被影響住民が参加し、彼らの意見がモニタリング項目や用地取得方針に反映されています。

19. 住民協議の代わりに「パブリック・ヒアリングを行っているケースもある（報告書 P33）」との記載があるが、その案件名及びガイドライン要件を満たしているかと判断した根拠を教えてください。

（答）インドにおいては、住民協議の代わりにパブリック・ヒアリングを行うことが法制度上認められています。同国のパブリック・ヒアリングでは、あらかじめ 2 紙以上の新聞（当該地域言語を含む）で情報を公開する場所、日時、連絡先等を公示した上で、事業概要等の情報を公開し、地域住民を含めて広く一般から意見を受け付けます。本調査対象案件では、デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2（II）が該当します。

<非自発的住民移転及び生計手段の喪失について>

20. ガイドライン上は用地取得を伴う影響と共に、用地取得を伴わない生計手段の喪失に関しても十分な補償や支援が提供されることになっているが（ガイドライン P14）、報告書内では、これを住民移転と用地取得のみに限定している（報告書 P35）。用地取得を伴わない生計手段の喪失の実施状況について、案件数、案件名、実施内容、生計回復状況を具体的に教えてください。

（答）追って回答させていただきます。

21. 当該国の用地取得法等の国内法が、世界銀行 OP4.12 の要件を満たしておらず、案件においても世界銀行 OP4.12 の要件を満たしていない場合の JBIC の対応について、以下の点をお聞きしたい。

➤ 実施機関から JBIC に提出された計画案が、世界銀行 OP4.12 の要件を満たしていなかった案件数、案件名、満たしていなかった要件について具体的に教えてください。

➤ 上記のケースにおいて、JBIC が行った対応を案件ごとに具体的に教えてください。

➤ 世界銀行 OP4.12 の要件を満たしていないが、JBIC が融資承認した案件数、案件名、満たしていなかった要件について教えてください。

（答）本行は世界銀行 OP4.12 の要件を満たしたか否かの判断は行っていないことから、上記の質問については回答致しかねます。

<先住民族に対する配慮について>

22. ガイドラインでは「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考えに沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない(ガイドライン P14)」と規定されているが、報告書内では「国内法を踏まえ、先住民族・少数民族への配慮が適切になされることを確認している」と記載している(報告書 P39)。先住民族の諸権利の尊重と合意の実施状況について教えて頂きたい。

(答) 先住民族に影響がある場合は、本行によるアプレイザル時に先住民族の権利保護や文化的・宗教的な配慮がなされることを確認し、その実施状況については、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプロGRESSレポート等を通じて確認を行っています。

23. 実施機関から JBIC に提出された先住民族に対する配慮策が、世界銀行 OP4. 10 の要件を満たしていない場合の JBIC の対応について、以下の点をお聞きしたい。

➤ 実施機関から JBIC に提出された計画案が、世界銀行 OP4. 10 の要件を満たしていなかった案件数、案件名、満たしていなかった要件について教えて頂きたい。

➤ 上記のケースにおいて、JBIC が行った対応を案件ごとに具体的に教えて頂きたい。

➤ 世界銀行 OP4. 10 の要件を満たしていないが、JBIC が融資承認した案件数、案件名、満たしていなかった要件について教えて頂きたい。

(答) 本行は世界銀行 OP4. 10 の要件を満たしたか否かの判断は行っていないことから、上記の質問については回答致しかねます。

<モニタリング実施について>

24. 「用地取得や住民移転の手続き等が進められているケースが多く(報告書 P40)」との記載があるが、現在、住民移転や用地取得が開始された案件について、以下の点を聞きしたい。

➤ 住民移転が開始された案件の案件数、案件名、住民移転数を教えてください。

➤ 上記案件の住民移転数と住民移転計画書の移転計画数に差異がある場合、その案件名と移転数を教えてください。

➤ 住民移転が開始された案件について、JBIC は案件実査において実施機関や NGO、被影響住民へのヒアリングを実施したか。実施されている場合、案件名とヒアリング内容、その後の対応を教えてください。

(答) 本調査は現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、各案件の住民移転や用地取得の現状調査までは行っていません。

<環境アセスメント報告書について>

25. EIA 報告書内に住民との協議録が添付されていないカテゴリ A 案件の案件数、案件名を教えてください。

(答) カテゴリ A 案件のうち、EIA 報告書に協議録が添付されていなかった案件は 15 件でした。EIA 報告書に協議録が添付されていなかった場合、住民協議の周知の方法、提供された情報の内容、質疑応答の内容等に関する情報を、アプレイザル時に相手国政府、実施機関から入手し、確認しています。具体的な案件名は下表の通りです。

国名	案件名
インドネシア	ウルブル地熱発電所建設事業
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業 (I)
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業 (II)
インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策事業
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業 (I)
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業 (I I)
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業 (I)
スリランカ	ゴール港開発事業 (I)
インド	デリー高速輸送システム建設事業 (フェーズ 2) (I)

インド	バンガロール・メトロ建設事業
インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2（Ⅱ）
インド	ビシャカパトナム港拡張事業
グアテマラ	和平地域道路整備事業
セネガル	バマコーダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（EPSA for Africa）
モロッコ	都市環境改善事業

26. カテゴリ A 案件すべてにおいて実施国で公開された EIA 報告書の言語を案件ごとに教えて頂きたい。

（答） 追って回答させていただきます。

27. カテゴリ B 案件で、EIA が実施されている案件、実施されていない案件は、それぞれ何件あるか。また、カテゴリ B 案件で、EIA が実施されていない案件の案件名を教えてください。

（答） 本調査対象のカテゴリ B 案件のうち、EIA が実施されていた案件は 42 件、EIA が実施されていなかった案件は下表の 39 件でした。

国名	案件名
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業
中国	河南省植林事業
中国	吉林省松花江流域生態環境整備事業
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業
ラオス	メコン地域電力ネットワーク整備事業（ラオス）
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業（ⅠⅠ）
ベトナム	地方病院医療開発事業
カンボジア	メコン地域電力ネットワーク整備事業（カンボジア成長回廊）
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業
ベトナム	ベトナム北部国道交通安全強化事業
バングラデシュ	東部バングラデシュ農村インフラ整備事業

スリランカ	観光セクター開発事業
スリランカ	東部州経済インフラ復興事業
バングラデシュ	送電網整備事業
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業
スリランカ	貧困緩和地方開発事業
ルーマニア	トゥルチェニ火力発電所環境対策事業
パキスタン	チェナブ川下流灌漑水路改修事業
パキスタン	給電設備拡充事業
パキスタン	ダドゥークズダール送電網事業
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業（バラナシ）
インド	地方電化事業
インド	スワン川総合流域保全事業
インド	オリッサ州森林セクター開発事業
インド	コルカタ廃棄物管理改善事業
モルディブ	モルディブ津波復興事業
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善事業
インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業
インド	グジャラート州森林開発事業フェーズ2
インド	アグラ上水道整備事業
インド	アムリトサル下水道整備事業
インド	オリッサ州総合衛生改善事業
チュニジア	太陽光地方電化・給水事業
モロッコ	地方電化事業（I I I）
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業
モロッコ	河川流域保全事業

<情報公開について>

28. スクリーニング終了後の情報公開を行っていない案件がカテゴリB及びCで1件ずつあったとの記載（報告書 P43）があるが、その案件名と理由を教えてください。

（答）ご質問の案件は下表の2案件です。本行ホームページ上の公開に係る記録が残っておらず、当時実施されたか否か確認できないものです。

国名	カテゴリ	案件名
カンボジア	B	シハヌークヴィル経済特別区開発事業(E/S)
タンザニア	C	第4次貧困削減支援借款

平成 20 年 3 月 6 日
国際協力銀行

地球・人間環境フォーラム満田様のご質問に対する回答

(全般的事項)

1. 「～の例がある」等の事例を記載している部分は案件名をご教示下さい。

(答) 別紙 2 に案件名を記載しましたので、ご参照下さい。

2. 「～が多い」等の表現は、カテゴリ A 案件については案件名を例示して下さい。

(答) 別紙 2 に案件名を記載しましたので、ご参照下さい。

3. 本調査において、事業実施機関、現地 NGO、被影響住民などへのヒアリングを実施されましたか。実施したとすれば、どの案件について実施しましたか。また、ヒアリング先とヒアリング結果を具体的に列記して下さい。

(答) 本調査では、現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、ご質問のようなヒアリングは実施しませんでした。

(意思決定、融資契約等への反映)

4. 「適切な環境社会配慮がなされない」という理由で融資が見送られた案件はありますか。

(答) 環境社会配慮に何らかの懸念が認められる事業については、本格的な検討に入る前の初期段階から相手国政府に適切な対応を求める場合が多いため、正式な環境レビューの段階に至って否認になった事例はありません。

5. アプレイザルの際の実施機関との合意に関して、以下ご教示下さい。

1) 追加的な環境社会関係の調査の実施を実施機関等に求めたケースはありますか。その場合は、案件名とともに、調査の内容、いつまでに実施することを求めたのか（アプレイザル後 ヶ月など）、事業計画にどのように反映させたのかをご教示下さい。

2) 追加的な環境社会関係の許認可の取得を実施機関等に求めたケースはありますか。その場合は、案件名とともに、許認可の内容、デッドライン（アプレイザル後 ヶ月など）をご教示下さい。

3) 追加的な協議や情報公開を求めた実施機関等にケースはありますか。その場合は、案件名、協議や情報公開の内容、いつまでに実施することを求めたのか、協議結果を事業計画にどのように反映させたのかをご教示下さい。

4) その他、追加的な環境社会的な措置を求めた例がある場合は、案件に基づき、例示して下さい。

（答）環境社会配慮に何らかの懸念が認められる場合には、アプレイザル以前もしくはその過程において改善を求めています。本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置き、個別案件毎の具体的な対応の整理・分析までは行っていないため、上記のご質問には回答致しかねます。

6. 融資契約または付随するサイドレターに関して、上記の4点について盛り込まれたケースがあるかどうかおよびその内容についてご教示下さい。

（答）上記と同様の理由により回答致しかねます。

7. 融資契約において、環境レビュー結果に基づき条件付け（「 〇〇」という措置を行うことを××の条件とする）などを行ったケースはありますか？その場合は、案件名および条件付けの内容についてご教示下さい。

（答）上記と同様の理由により回答致しかねます。

(SAPROF)

8. (p.22) カテゴリ A 案件については、「・・・EIA 報告書 (または SAPROF) を通じて」代替案を検討していると記述されています。

1) SAPROF を通じて代替案検討を行った案件名をご教示下さい。

(答) SAPROF にて代替案に係る追加的な検討が行われたカテゴリ A 案件の例は、ベトナムのホーチミン市都市鉄道建設事業及び国道 3 号線道路ネットワーク整備事業(I)、グアテマラの和平道路整備事業です。

2) 当該 SAPROF は公開を行っていますか。

(答) SAPROF の報告書には公開しないことを前提に相手国政府から入手した情報や円借款事業の調達に関する機微に触れる情報等が含まれるため、本行は公開していません。

9. カテゴリ A 案件において、SAPROF において、環境社会関連調査を行っている案件について、下記をご教示下さい。

1) このような SAPROF は何件程度ありますか。案件名をいくつかご教示下さい。

(答) 国道 3 号線道路ネットワーク整備事業(I)(ベトナム)、マラケシュ - アガディール間高速道路建設事業(モロッコ) 等、カテゴリ A 案件のうち 11 案件で SAPROF が実施されています。

2) 1) で例示した SAPROF の調査スコープについてご教示下さい。

3) 既存の EIA との関連性につきご教示下さい。

(答) 調査スコープ及び既存 EIA との関連性は以下のとおりです。

案件名	環境社会配慮に係る調査スコープ	既存 EIA との関連性
ベトナム「国道 3 号線道路ネットワーク整備事業(I)」	・ EIA 作成補助(大気汚染・騒音に係る現況把握、影響予測、緩和策の検討及びステークホル	EIA 作成支援

	<p>ダー協議の実施補助等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民移転計画作成補助(社会環境影響の側面からの代替案検討、被影響住民の社会・経済的特性の把握等) 	
モロッコ「マラケシュ - アガディール間高速道路建設事業」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存 EIA のレビューおよび追加情報収集 ・ 大気汚染・騒音・振動による影響と対策の検討 ・ 環境モニタリング計画の策定支援 ・ 住民協議会開催支援 ・ 住民移転計画作成支援 	既存 EIA のレビュー

4) これらの SAPROF は公開されていますか。

(答) SAPROF の報告書には公開しないことを前提に相手国政府から入手した情報や円借款事業の調達に関する機微に触れる情報等が含まれるため、本行は公開していません。

(国際的基準との比較について)

10. 「表 4-1」に世銀の非自発的住民移転 (OP4.12) との比較が国際基準として挙げられています。大規模な非自発的住民移転を伴う案件に即して、具体的にこれらの基準とどのように比較したのか、比較結果をご教示下さい。とりわけ下記の項目についてご回答下さい。

(答) 相手国の法令や基準と国際的な基準等との比較検討のために、報告書 P28 の「表 4-1 先進国・国際機関等の環境基準例」のうち関連するものを参照し、国際的な基準等と比較し大きな乖離がある場合には、背景・理由等を確認の上、必要に応じ相手国政府等に改善のための働きかけを行っています。非自発的住民移転が発生し世銀の OP4.12 を参照した事業としては、例えば、モロッコの都市環境改善事業で、用地取得・住民移転に関する法律は存在していたものの、不法居住者に対する用地取得・住民移転に関する法律は存在しなかったため、不法居住者に対する住民協議の実施、住民移転計画の作成、移転後のモニタリング計画の作成等を働きかけ、実施されました。

なお、世銀 OP4.12 との比較に関しては、事務局の視点での新 JICA ガイドラ

インに向けた課題、論点の中で、後日改めてご説明させていただきます。

1) 用地取得・住民移転を要する事業に関しては住民移転計画 (Resettlement Plan)が必要とされ、そのドラフトの提出及び被影響住民及び現地 NGO に対する公開がアプレイザルの条件とされている。(OP4.12 第 22 項、BP4.12 第 8 項)

2) 住民移転計画ドラフトを受け、世銀はこれを公開し、さらに世銀の承認を受けた住民移転計画の最終版についても同様にホームページにて公開される。(OP4.12 第 22 項、BP4.12 第 8 項)

3) 移転者が移転に付随するオプション・権利に関して説明を受けること、技術的・経済的に実施可能な複数代替案から選択肢を提示され協議すること

4) プロジェクトに直接起因する資産損失の全額について、迅速かつ効果的な補償を完全な再取得価格 (full replacement cost) に基づき行うこと

5) 国内法に基づく補償が full replacement cost に満たない場合は、追加的な手段により補償費が補足されなければならない、この不足分への追加は、他の移転補助、生計回復手段と分けて算出するべきとしている。(OP4.12 Annex 脚注 1)

6) 生計が土地ベースの住民に対しては、「土地ベースの移転戦略」が適用されるべきとし、その際には土地の生産性、立地条件、その他の要因が少なくとも前の土地と同様でなければならない。(OP4.12 第 11 項)

7) 「利用可能な、移転に関する紛争の第三者による調停」の方法の詳細を住民移転計画に盛り込むこと(OP4.12 Annex A 第 17 項)

11. 先住民族に係る OD.4.20、OP4.10 との比較およびその結果を、案件に即してご教示下さい。

(答) 世銀 OP4.10 との比較に関しては、事務局の視点での新 JICA ガイドラインに向けた課題、論点の中で、後日改めてご説明させていただきます。

(ステークホルダーとの協議について)

12. (p.33)「遅くともアプレイザル前には、・・・プロジェクト実施にかかる住民の基本的合意が実施機関を通じてなされるよう留意しており、それまでに合意確認がなされない場合は、アプレイザル時の合意事項として、融資締結前の早期の段階において、然るべく社会的合意形成がなされるよう配慮している。」と記されています。

1) 融資契約前に社会的合意が形成されたことをどのように確認していますか。

(答) 社会的合意形成に向けて、住民協議が実施されたか否かの確認に止まらず、実施された住民協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、住民協議が適切に行われたか否かも確認しています。

2) アプレイザルから融資契約までは、年次国の場合は1年以内です。社会的な合意形成には短い期間であり、合意形成に至らない場合も多いと思われれます。合意が形成されなかった場合は、どのような措置をとられているのですか。

(答) 本行はアプレイザル時に地域住民等のステークホルダーとの協議が実施されたか否かの確認に止まらず、協議の周知の方法、提供された情報、質疑応答等、内容的にも適切に実施されたかについて、協議記録の確認、相手国政府・実施機関からの聴取、必要に応じて地域住民からのヒアリング等を通じて、合意形成の状況を確認し、追加的な協議等が必要と認められる場合は相手国政府・実施機関に対応を求めた上で融資判断を行っています。

(用地取得・非自発的住民移転)

13. 大規模な非自発的住民移転を伴う案件の案件名および住民移転数をすべてご教示下さい。なお、国際金融等業務部門のご回答から、「大規模」の定義は住民移転数が200人以上と理解しております。

(答) 大規模な非自発的住民移転を伴う案件の住民移転数は本行ホームページで公表している事業事前評価表に記載しておりますので、そちらを参照願います。

す。

14. (p.35)「EIA 報告書の一部として、あるいはEIA 報告書とは別に用地取得・住民移転計画が実施機関により作成されており」と記されています。

これはすべての案件につき、「用地取得・住民移転計画」が策定されていることを確認されたということでしょうか。

(答) 大規模非自発的住民移転が発生する全案件について、本行のアプレイザル時に住民移転に係る基本計画等を確認しています。

EIA 報告書の一部に「用地取得・住民移転計画」が含まれている案件名につきご教示下さい。

(答) 本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置き、個別案件毎の具体的な対応の整理・分析までは行っていないため、ご質問には回答致しかねます。

「用地取得・住民移転計画」は現地において公開・協議されていますか。

(答) 上記と同様の理由により回答致しかねます。

JBIC は自ら行う情報公開として「用地取得・住民移転計画」を公開していますか。公開していないとすれば、その理由は何ですか。

(答) 相手国政府・実施機関が、用地取得・住民移転の対象者を含めた地域住民等のステークホルダーに対して情報を提供した上で協議を行うべきと考えており、本行は住民移転に係る基本計画等は公開しておりません。

JBIC がアプレイザルにおいて通常、事業実施機関に提出を求めている住民移転計画の要件(内容、項目、策定手順など)についてご教示下さい。

(答) 通常、以下の要件について確認しております。

- ・ 事業概要
- ・ 住民移転に係る基本方針及び法制度
- ・ 影響の規模・内容
- ・ 補償及び支援内容
- ・ 実施体制・スケジュール
- ・ モニタリング内容
- ・ 被影響住民との協議内容

15. (p.35)「カテゴリ A については、全案件につき、国内手続きを確認の上、補償・支援内容につき、検討・確認を行っている」と記されています。

- 1) 途上国の場合、必ずしも市場価格に基づかない補償単価が定められる例もありますが、JBIC は補償単価の妥当性については確認を行っていますか。

(答) 相手国の法律等も踏まえ、土地や金銭による損失補償、生計手段等の支援等が適切に行われることを確認しています。

- 2) 補償内容が妥当ではないとして、実施機関に追加的な措置を求めたことはありますか。あるとすれば、その内容につきご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

- 3) 支援内容が十分ではないとして、実施機関に追加的な措置を求めたことはありますか。あるとすれば、その内容につきご教示下さい。

(答) 例えば、モロッコの都市環境改善事業で、安価に土地を購入する権利を不法居住者に付与する等の追加的な支援策を求めています。

(モニタリング)

16. 環境審査室がモニタリングに参加した案件はどの程度ありますか。

(答) モニタリングは海外駐在員事務所または本店の円借款業務担当部が中心となって実施しており、環境審査室は現地でのモニタリングには基本的に参加していません。

17. モニタリングの結果を踏まえ、実施機関に、環境社会配慮上の改善や追加措置を求めたことはありますか。その場合は内容についてご教示下さい。

(答) 本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置き、個別案件毎の具体的な対応の整理・分析までは行っていないため、ご質問には回答致しかねます。

(環境アセスメント(EIA)報告書)

18. (p.42)国内法によりEIA実施が求められていないカテゴリAについても、EIA報告書を作成させているとのことですが、この場合のEIA策定過程において住民協議はなされていますか。また、EIAは公開されていますか。

(答) EIA実施が求められていないカテゴリA案件であっても、住民協議がなされていることを確認しており、EIA報告書も公開されています。

19. 環境アセスメントにおいて、大規模な生態系の改変が生じるのにも関わらず、既存の生態系・生物種に関して十分な調査が実施されていない、道路案件等にも関わらず汚染物質の予測・評価が行われていないケースもよくあります。このような場合のJBIC側における対処についてご教示下さい。

(答) 環境社会配慮に何らかの懸念が認められる場合には、本格的な検討に入る前の初期段階から相手国政府に適切な対応を求める場合が多く、環境レビューにおいて相手国政府の対応を確認しています。

(環境関連費用)

20. (p.45-46) 鉄道事業における公害低減効果、河川事業における土壌浸食被害の効果などの環境便益を評価されていることは興味深い試みですが、環境社会コストについては、直接的で明確なコスト(環境モニタリング費用、補償費など)しか計上されていないようです。事業便益の積極的な評価と、事業コストの消極的な評価によって、事業が過大評価される可能性もあると思われそうですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

(答) 本行は、一般的に他ドナーでも用いられている手法に基づいて費用便益評価を行っており、事業を過大評価しているとは考えておりません。

(セクター別傾向と分析)

21. 下記について、カテゴリ B とされていますが、その根拠および事業規模をご教示下さい。

1) 発電所：13 件のうち 7 件がカテゴリ B

(答) 本調査対象案件のセクター別一覧は別紙 4 のとおりです。各案件の事業概要とカテゴリ分類の根拠については、本行ホームページで公表している各案件の事業事前評価表をご参照願います。

2) 道路：11 件のうち 9 件がカテゴリ B

(答) 本調査対象案件のセクター別一覧は別紙 4 のとおりです。各案件の事業概要とカテゴリ分類の根拠については、本行ホームページで公表している各案件の事業事前評価表をご参照願います。

3) 港湾：4 件のうち 1 件が E/S 以外でカテゴリ B

(答) 本調査対象案件のセクター別一覧は別紙 4 のとおりです。各案件の事業概要とカテゴリ分類の根拠については、本行ホームページで公表している各案件の事業事前評価表をご参照願います。

22. (p.48) 水力発電事業・留意点： 貯水池への土砂堆積、 下流・海岸などにおける浸食、 水没地への土地利用アクセスを失った住民の生計の影響、 アクセス道路の建設による違法伐採の増加などの派生的影響、 建設資材の採取に伴う影響 については検討されていますでしょうか。検討されている場合、案件名および検討内容をご教示下さい。

(答) 本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置き、個別案件毎の具体的な対応の整理・分析までは行っていないため、ご質問には回答致しかねます。

23. (p.49) 火力発電所・実施状況：「住民移転計画は、地方政府の代表と協議の上策定されており、住民に対しては、住民協議時に説明がなされている」と記されています。

1) 案件名についてご教示下さい。

(答) ベトナム「ギソン火力発電所建設事業」及び「ニンビン火力発電所増設事業(1)」です。

2) 住民協議時の住民からの意見およびそれに対する対応についてご教示下さい。

(答)

・「ギソン火力発電所建設事業」については、実施機関が開催した住民協議において、事業概要、環境影響や住民移転計画等について実施機関より説明があり、出席者からは地域住民の雇用促進策、風向きの変化による大気質への影響、住民移転基本計画等の質問が寄せられ、実施機関より地域住民への影響を最小化すべく対応する旨回答があったことを確認しております。

「ニンビン火力発電所増設事業(1)」については、住民移転基本計画が住民に説明され特段の反対が無いことを確認しています。また、現地実査時に移転対象住民にヒアリングをした際には、住民は補償や移転地についての情報が知らされており、特段の反対が無いことを確認しています。

24. (p.49) 水力発電所・実施状況：「カテゴリ A 案件については、陸域生態系(植生、野生動物)および魚類生態系につき、影響が確認されている」と記されていますが、もう少し具体的に、案件名に即して、何がどのように確認されたのかにつきご教示下さい。

(答) ご指摘の事業は、インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」及び「プサンガン水力発電所建設事業」です。

「アサハン第3水力発電所建設事業」については、発電施設予定地はプランテーションとして20年以上利用されている場所であり、また導水トンネルは地下に建設されるため、地表への植生への影響は軽微であることを確認しています。

また、地域住民とのインタビューを通して、野生動物の生息地はサイトから 20 Km離れた地域であること等を確認しています。

「プサンガン水力発電所建設事業」については、送電線ルートを含む事業予定地周辺に希少種や国内法で保護されている動植物は生息しないことが確認されています。また、事業予定地周辺のプサンガン川には、遡河性の魚種や国内法で保護されている魚種は生息していないこと等が確認されています。

25. (p.49) 水力発電所・実施状況：「水力発電事業では、地域住民へのインタビューを通して、サイトが野生動物の生息地に影響を及ぼす距離であるかを確認している。」

1) 案件名につきご教示下さい。

(答) インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」です。

2) 当該事業の生態系調査としてインタビュー調査のほかに何が行われたかについてご教示下さい。

(答) EIA が作成、承認されております。

3) 具体的な野生生物の種に関する懸念があったという意味でしょうか。

(答) インドネシア国内法上の保護種の中で、手長サル、熊、ヤマアラシ、オランウータンに関する懸念がありました。

4) インタビュー調査の結果についてご教示下さい。

(答) 上記のような懸念がありましたが、インタビュー調査の結果、野生動物の生息地はサイトから 20 Km離れた地域であることが判りました。

26. (p.52) 道路・鉄道・橋梁：「プロジェクトサイト及びその周辺地域について、保護区、貴重種の生息域に該当するかを確認し、該当する案件について不可逆的な生態学的影響の有無につき検討している」と記されています。

1) 該当する案件の案件名をご教示下さい。

(答) 追って回答させていただきます。

2) ガイドライン上は「原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とされていますが、プロジェクトサイトが保護区に該当する場合、ガイドラインを満たしていると判断された理由は何ですか？

(答) 追って回答させていただきます。

27. (p.53) 港湾：「ある港湾整備事業では、……浚渫による浮遊物質量濃度分布などのシミュレーションを行い、珊瑚礁に及ぼす影響がないことを確認した。その後、津波による自然環境への影響に関する調査を行い、……で大きな変化がないことを確認した」とありますが、これらの調査結果を確認した時期についてご教示下さい(融資契約の前か後かなど)。

(答) これらの調査結果はいずれも融資承諾前に確認しました。

28. (p.54) 港湾：漁業補償についての事例が書かれていますが、漁業補償についてはすべての港湾案件やダム案件など、漁業に影響を与える案件において実施されているのでしょうか。

(答) 個別の案件の内容を精査した結果、漁業に影響を与えることが見込まれる場合は、相手国の法制度等を踏まえ、漁業補償の実施について検討が行われています。

29. (p.55) 灌漑・治水・干拓：「大規模な森林伐採が生じる場合、適切な森林保全管理が施されるよう留意する」と記されていますが、意味がよくわかりません。この「適切な森林保全管理」については森林伐採について行われるということでしょうか。

(答) 「適切な森林保全管理」とは、例えば多くの住民が事業予定地に流入し、薪炭材用の森林伐採が増加することが予想される場合に、住民に対して環境保全に係る啓蒙を行って、自主的な森林保全管理がなされるよう留意するものです。

30. (p.56) 灌漑・治水・干拓：「大規模伐採が発生する大規模灌漑事業等については、入植農民等による過伐採を防ぐための森林管理や環境保全にかかる普及啓蒙活動を実施することが確認されている」とされていますが、意味がよくわかりません。事業によって大規模伐採を行っているのに、住民による伐採を禁止するというこの意味は何でしょうか。

(答) 貯水池、水路、道路等の建設工事により大規模伐採が発生する灌漑事業において、入植者の流入による更なる森林喪失を抑制すべく、農民による森林管理や環境保全に係る普及啓蒙活動が実施されることを確認したものです。

31. (p.58) 植林事業はしばしば、住民や地域コミュニティの慣習的な土地の利用との紛争が生じています。これについてはどのように確認されましたか。

(答) 入植により多くの住民が事業予定地に流入し、薪炭材用に過度の伐採が起こり、周辺の森林に影響を及ぼす可能性が考えられる場合、農民による森林管理や環境保全の普及啓蒙活動を通じて、森林保全及び代替エネルギー(ガス、灯油、バイオマス等)の普及が図られることを確認しています。

32. (p.58) 植林事業は、既存の生態系の破壊につながることもあります。これについてはどのように確認されましたか。

(答) 在来種を中心とした植林を実施することに加え、在来種以外を用いる場合の樹種の選定方法や環境負荷の少ない肥料の使用等について確認しています。

平成 20 年 3 月 6 日
国際協力銀行

市民外交センター木村様のご質問に対する回答

1. 『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)』「4.4.10 社会的関心事項」「先住民族、少数民族に対する配慮」について

・先住民族への影響があった案件の数と件名を教えてください。また、「先住民族・少数民族」と併記しているが、両者をどのように区別しているのか。

(答) 先住民族、少数民族共に、国際的に確立された定義は存在しないと認識しており、各国での呼称、法令等を踏まえて対応しています。両者の明確な区別・判断は行っていません。具体的な案件名は、追って回答させていただきます。

・ガイドラインには「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」とあるが、報告書には「先住民族、少数民族への影響がある場合は、国内法等を踏まえ」との記載が見られる。国際基準は参照しているのかいないのか、またもし参照しているとすればどのような条約や宣言を参照しているのか、教えてください。

(答) 土地及び資源に関する先住民族の諸権利については、当該国の法令(先住民族の定義、範疇、また、土地及び資源に関する内容等)を確認し、当該プロジェクトにおける適用がこれに則したものであるかを確認しています。その上で、当該国・当該プロジェクトにおける先住民族の土地及び資源に関する諸権利について、国際的な宣言や条約の考え方あるいは国際的な基準を参照し、大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて相手国政府に働きかけを行います。なお、本行では「先住民族の権利に関する国連宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」や「ILO169号条約」を参照しています。

・ガイドラインには「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」とあるが、報告書には合意を得るため、実施機関を通じてどのような措置が取られたのか、記載がない。合意を得るための措置があったのかなかったのか、もしあったとすれば具体的にどのような措置が取られたのか、教えていただきたい。

(答) 先住民族に影響がある場合は、本行によるアプレイザル時に先住民族の権利保護や文化的・宗教的な配慮がなされることを確認し、その実施状況については、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じて確認を行っています。合意を得るための措置例については追って回答させていただきます。

調査対象案件一覧表（カテゴリ分類別）

(1) カテゴリA案件

国名	案件名
インド	デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）（1）
インド	バンガロール・メトロ建設事業
インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2（ ）
インド	ビシャカパトナム港拡張事業
インド	フセイン・サガール湖流域改善事業
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（1）
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（ ）
インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策事業
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業
インドネシア	ブサンガン水力発電所建設事業
インドネシア	ウルブル地熱発電所建設事業
グアテマラ	和平地域道路整備事業
スリランカ	ゴール港開発事業（ ）
セネガル	バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（EPSA for Africa）
タンザニア	アルーシャ - ナマンガ - アティ川間道路改良事業
パキスタン	インダス・ハイウェイ建設事業（III）
ベトナム	国道3号線道路ネットワーク整備事業（1）
ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベントイン - スオイティエン間（1号線））（1）
ベトナム	ニャットン橋（日越友好橋）建設事業（1）
ベトナム	ファンリー・ファンティエット灌漑事業
ベトナム	ビンフック省投資環境改善事業
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業（1）
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（1）
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（II）
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業（ ）
モザンビーク	モンテプエス - リシंगा間道路事業
モロッコ	マラケシュ - アガディール間高速道路建設事業
モロッコ	都市環境改善事業

(2) カテゴリB案件

国名	案件名
インド	地方電化事業
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業
インド	ビシャカパトナム港拡張事業（E/S）
インド	スワン川総合流域保全事業
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善事業
インド	オリッサ州森林セクター開発事業
インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業
インド	グジャラート州森林開発事業フェーズ2
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業（パラナシ）
インド	コルカタ廃棄物管理改善事業
インド	アグラ上水道整備事業
インド	アムリトサル下水道整備事業

インド	オリッサ州総合衛生改善事業
インドネシア	北西スマトラ連系送電線建設事業
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業（E/S）
インドネシア	ジャワ南線複線化事業（III）（E/S）
インドネシア	メラピ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業
インドネシア	国立イスラム大学保健・医学部事業
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業（E/S）
インドネシア	カモジャン地熱発電所拡張事業（E/S）
エジプト	大エジプト博物館建設事業
エジプト	コライマツ太陽熱・ガス統合発電事業
カンボジア	メコン地域電力ネットワーク整備事業（カンボジア成長回廊）
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業（E/S）
ケニア	ソンドゥ・ミリウノサンゴロ水力発電所建設事業
コスタリカ	サンホセ首都圏環境改善事業
スリランカ	東部州経済インフラ復興事業
スリランカ	水セクター開発事業
スリランカ	貧困緩和と地方開発事業
スリランカ	観光セクター開発事業
チュニジア	太陽光地方電化・給水事業
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業
チュニジア	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業
パキスタン	ダドゥ・クズダール送電網事業
パキスタン	給電設備拡充事業
パキスタン	チェナブ川下流灌漑用水路改修事業
パラグアイ	イグアス水力発電所建設事業
バングラデシュ	送電網整備事業
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業
バングラデシュ	東部バングラデシュ農村インフラ整備事業
ベトナム	ベトナム北部国道交通安全強化事業
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業（I）
ベトナム	第2期ホーチミン市水環境改善事業（I）
ベトナム	南部ピンズオン省水環境改善事業
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業（II）
ベトナム	地方病院医療開発事業
モルディブ	モルディブ津波復興事業
モロッコ	地方電化事業（III）
モロッコ	河川流域保全事業
モロッコ	下水道整備事業
モロッコ	下水道整備事業（ ）
ラオス	メコン地域電力ネットワーク整備事業（ラオス）
ルーマニア	トゥルチェニ火力発電所環境対策事業

中国	包頭市大気環境改善事業
中国	四川省長江上流地区生態環境総合整備事業
中国	河南省植林事業
中国	吉林省松花江流域生態環境整備事業
中国	長沙市導水及び水質環境事業
中国	雲南省昆明市水環境整備事業(Ⅰ)
中国	黒龍江省ハルビン市水環境整備事業
中国	広西チワン族自治区玉林市水環境整備事業
中国	雲南省昆明市水環境整備事業()
中国	寧夏回族自治区水環境整備事業
中国	四川省地方都市水環境整備事業
中国	安徽省地方都市水環境整備事業
中国	新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業
中国	貴陽市水環境整備事業
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境整備事業
中国	吉林省吉林市環境総合整備事業
中国	新疆ウイグル自治区地方都市環境整備事業()
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境改善事業()
中国	遼寧省人材育成事業
中国	河北省人材育成事業
中国	海南省人材育成事業
中国	貴州省環境整備・人材育成事業

(3) カテゴリC案件

国名	案件名
インド	バンガロール配電網設備高度化事業
インドネシア	国有電力会社発電業務改善事業
インドネシア	ジョグジャカルタ特別州ICT活用教育質向上事業
インドネシア	高等人材開発事業(Ⅲ)
インドネシア	国土空間データ基盤整備事業
インドネシア	開発政策借款(プログラムローン)
インドネシア	開発政策借款(Ⅱ)
インドネシア	開発政策借款()
インドネシア	インフラ改革セクター開発プログラム
スリランカ	ワウニア・キリノッチ送電線修復事業
タンザニア	第4次貧困削減支援借款
チュニジア	国営テレビ放送センター事業
パキスタン	緊急震災復興支援借款
ベトナム	高等教育支援事業(ITセクター)
ベトナム	第3次貧困削減支援借款
ベトナム	第4次貧困削減支援借款
ベトナム	第5次貧困削減支援借款
マレーシア	高等教育基金借款事業(Ⅲ)
ラオス	第2次貧困削減支援オペレーション

(4) カテゴリFI案件

国名	案件名
インド	ラジャスタン州小規模灌漑改善事業
インドネシア	貧困削減地方インフラ開発事業
インドネシア	アチェ復興事業
エジプト	環境汚染軽減事業
スリランカ	スリランカ津波被災地域復興事業
チュニジア	民間投資支援事業
ベトナム	中小企業支援事業(II)
ペルー	灌漑サブセクター整備事業
モンゴル	中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業
AFDB	民間セクター支援融資

報告書で言及している案件一覧表

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
17	24	2件カテゴリの見直しを行っている。	インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業(E/S)」 中国「新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業」
	脚注34	合計2件がある。	インドネシア「アサハン第4水力発電所建設事業(E/S)」 中国「新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業」
19	26	EIAが実施されているケースは比較的多く	B案件81件中41件
20	22	HIV対策をプロジェクトの中に組み入れている	A案件28件中23件
	25	対策を検討している事例	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(I)」
21	11	発電事業	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(I)」
	14	発電事業	ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(I)」
23	4	実施が確認されない案件	別紙3ご参照
	6	(事例1) 道路事業	パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」
	13	(事例2) 港湾事業	スリランカ「ゴール港開発事業(I)」
24	10	(事例1) 植林事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」
	17	(事例2) 小規模インフラ整備事業	ベトナム「貧困地域小規模インフラ整備事業(II)」
	21	(事例3) 廃棄物処理事業	インド「コルカタ廃棄物管理改善事業」
26	19	(事例) 大気汚染・水質改善事業	エジプト「環境汚染軽減事業」
29	11	(事例) 発電所建設事業	ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(I)」
	17	実施が確認されない案件	別紙3ご参照
30	21	(事例) 灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
32	1	作成されている案件が多い	B案件81件中57件
	7	確認できない案件	別紙3ご参照
33	4	反映させている国・案件	インド「フセイン・サガール湖流域改善事業」 インドネシア「ウルブル地熱発電所建設事業」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業()」 インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」 インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」 インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」 セネガル「バマコ-ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業(EPISA for Africa)」 タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」 パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」 モザンビーク「モンテプエス-リシガン間道路事業」
	12	パブリック・ヒアリングを行っているケース	インド
	脚注39	行うこととしているケース	インドネシア
	脚注41	EIA実施にあたって、情報公開義務はあるものの、必ずしも地域住民等を対象としたパブリックコンサルテーションが義務化されていない国もある。	インド
34	1	(事例1) 道路事業	パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」
	12	(事例2) 道路事業	タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」
	18	(事例3) 廃棄物処理事業	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
36	7	ダム事業	インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」
		発電事業	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(I)」 ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(II)」
	8	道路事業	インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(II)」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
36	9	鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）(I)」「インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」
	10	上下水事業	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
	11	鉄道事業	ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ペンタイン-スオイティエン間(1号線)(I))」
	12	都市生活基盤事業	モロッコ「都市環境改善事業」
	20	都市生活基盤事業	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
39	4	道路事業	タンザニア「アルーシャ - ナマンガ - アティ川間道路改良事業」
	7	港湾事業	インド「ビシャカパトナム港拡張事業」
	10	発電所建設事業	ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(I)」
	20	植林事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	24	灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
40	1	道路事業	セネガル「バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業(EPSA for Africa)」
	5	都市高速鉄道等の大型鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ペンタイン-スオイティエン間(1号線)(I))」
41	1	(事例) 鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）(I)」
	8	環境あるいは社会モニタリング結果を一般住民に公開することとしている例	(該当するA案件) インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(II)」 ベトナム「国道3号線道路ネットワーク整備事業(I)」 ベトナム「ニャットン橋(日越友好橋)建設事業(I)」 ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業(ペンタイン-スオイティエン間(1号線)(I))」 スリランカ「ゴール港開発事業(I)」 パキスタン「インダス・ハイウェイ建設事業(III)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 インド「パンガロール・メトロ建設事業」 インド「フセイン・サガール湖流域改善事業」
42	6	カテゴリA案件	インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 インド「パンガロール・メトロ建設事業」 インド「フセイン・サガール湖流域改善事業」
	19	EIA報告書の作成支援を行う場合	ベトナム「国道3号線道路ネットワーク整備事業(I)」
43	18	カテゴリB、Cそれぞれ1案件	B: カンボジア「シハヌークヴィル港経済特別区開発事業(E/S)」 C: タンザニア「第4次貧困削減支援借款」
44	14	上下水事業	中国「寧夏回族自治区水環境整備事業」
	17	下水事業	中国「貴陽市水環境整備事業」
	19	大気環境改善事業	中国「包頭市大気環境改善事業」
	21	下水・衛生改善事業	インド「ガンジス川流域都市衛生環境改善事業(バラナシ)」
	23	植林・森林管理事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」
45	脚注44	移転先インフラ整備を円借款の支援対象としている案件	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(I)」
46	5	森林保全事業	インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」 中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「河南省植林事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	6	鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 インド「パンガロール・メトロ建設事業」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
46	6	固形廃棄物管理事業	インド「コルカタ廃棄物管理改善事業」
	7	河川事業	インド「スワン川総合流域保全事業」
	7	下水道事業	インド「ガンジス川流域都市衛生環境改善事業（パラナシ）」
47	6	対象案件は27件で、発電所が13件、送電線が10件、その他電力・ガスが3件、ガスが1件	別紙4の(1)ご参照
	10～12	対象案件は13件あり、カテゴリAが6件、カテゴリBが7件に分類される。カテゴリBのうち2件は、エンジニアリング・サービス借款である。また、対象案件13件中、5件が火力発電、5件が水力発電、2件が地熱発電、1件が太陽光発電であった。	別紙4の(1)ご参照
48	17	輪切りのプロジェクト	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅰ)」
	17	第2期以降においても、意思決定に際しては、環境社会配慮に関する情報をアップデートした上で検討している。	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅱ)」
	21	火力発電所建設事業	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅰ)」 ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅱ)」 ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(Ⅰ)」
	27	地熱発電所建設事業	インドネシア「ウルブル地熱発電所建設事業」
49	1	非自発的大規模住民移転を含むプロジェクトが2件	ベトナム「ニンビン火力発電所増設事業(Ⅰ)」 ベトナム「ギソン火力発電所建設事業(Ⅰ)」
	19	水力発電事業	インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」
	21	別の水力発電事業	インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」
	26	カテゴリA案件	インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」 インドネシア「アサハン第3水力発電所建設事業」
	29	地域住民の生活水への影響が懸念される案件	インドネシア「プサンガン水力発電所建設事業」
50	3	対象案件は10件あり、カテゴリB案件が8件、カテゴリC案件が2件	別紙4の(1)ご参照
	14	事業計画が策定されている。	インド「地方電化事業」 インドネシア「北西スマトラ連系送電線建設事業」
	16	ある事業	ラオス「メコン地域電力ネットワーク整備事業(ラオス)」
	20	ある送電線事業	ラオス「メコン地域電力ネットワーク整備事業(ラオス)」
	23	別の送電線事業	インド「地方電化事業」、モロッコ「地方電化事業(Ⅲ)」
	26～27	対象案件は22件で、カテゴリA案件16件、カテゴリB案件6件、その内3件がエンジニアリング・サービス借款	別紙4の(2)ご参照
51	3～4	対象案件は18件あり、道路が11件(カテゴリA: 9件、カテゴリB: 2件)、鉄道が6件(カテゴリA: 4件、カテゴリB: 2件)、橋梁が1件(カテゴリA)	別紙4の(2)ご参照
	25	ある道路整備事業	インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(Ⅰ)」 インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(Ⅱ)」
	29	鉄道事業	インド「デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ2)(Ⅰ)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(Ⅱ)」 インド「バンガロール・メトロ建設事業」
52	5	ある道路整備事業	モザンビーク「モンテブエス-リシング間道路事業」
	8	別の道路整備事業	タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」
	12	住民移転を含まない12件	グアテマラ「和平地域道路整備事業」 タンザニア「アルーシャ-ナマンガ-アティ川間道路改良事業」
	13	大規模非自発的住民移転を伴うプロジェクト	ベトナム「ニャッタン橋(日越友好橋)建設事業(Ⅰ)」
	21	鉄道事業	インド「バンガロール・メトロ建設事業」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
52	25	JBICガイドライン上カテゴリAに該当する案件	インド「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）(I)」 インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2(II)」 インド「パンガロール・メトロ建設事業」
	29～30	対象案件は4件あり、カテゴリA案件が2件、カテゴリB案件が2件である。なお、カテゴリBのうち1件は、エンジニアリング・サービス借款	別紙4(3)ご参照
53	18	汚染対策：ある港湾整備事業	インド「ビジャカバトナム港拡張事業」
	27	自然環境への影響：ある港湾整備事業	スリランカ「ゴール港開発事業（I）」
54	3	影響が想定される案件	スリランカ「ゴール港開発事業（I）」
	8	対象案件は4件あり、カテゴリB案件が3件（通信）、カテゴリC案件が1件（放送）	別紙4の(3)ご参照
	20	1件	カンボジア「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業」
	22	他2件	バングラデシュ「通信ネットワーク改善事業」 ベトナム「地方部インターネット利用拡充事業」
	24	インフラ整備事業	ベトナム「地方部インターネット利用拡充事業」
	29	ある通信基幹整備事業	カンボジア「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業」
55	5～7	対象案件は10件、カテゴリAが2件（大規模灌漑事業：1件、洪水対策事業：1件）、カテゴリBが6件（防災事業：1件、流域保全事業：1件、灌漑事業：3件、水路整備事業：1件）、カテゴリFが2件（流域保全事業：1件、灌漑事業：1件） 【訂正】 （誤）カテゴリBが6件（防災事業：1件、流域保全事業：1件、灌漑事業：3件、水路整備事業：1件） （正）カテゴリBが6件（防災事業：1件、流域保全事業：2件、灌漑事業：2件、水路整備事業：1件）	別紙4の(4)ご参照
56	4	流域保全事業	インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」
	8	大規模灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
	17	大規模伐採が発生する大規模灌漑事業	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
	23	実施されている案件が多い（10件中8件）	インド「ラジャスタン州小規模灌漑改善事業」 インド「スワン川総合流域保全事業」 インド「アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業」 インドネシア「メラビ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業」 パキスタン「チェナブ川下流灌漑用水路改修事業」 ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 ペルー「灌漑サブセクター整備事業」 モロッコ「河川流域保全事業」
	24	同セクター10件中8件は、	インド「ラジャスタン州小規模灌漑改善事業」 インド「スワン川総合流域保全事業」 インド「アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業」 インドネシア「メラビ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業」 パキスタン「チェナブ川下流灌漑用水路改修事業」 ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 ペルー「灌漑サブセクター整備事業」 モロッコ「河川流域保全事業」
	25	流域保全事業	モロッコ「河川流域保全事業」
	30	生計向上支援	インド「ラジャスタン州小規模灌漑改善事業」
	30	営農活動支援	インド「アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業」
32	カテゴリA案件（大規模灌漑事業） 【訂正】 （誤）「（大規模灌漑事業）」 （正）「（大規模灌漑事業、洪水対策事業）」	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」 インドネシア「スマラン総合水資源・洪水対策事業」	
57	2～3	大規模灌漑事業において大規模入植が見込まれている案件	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
57	6	別の灌漑事業の場合 【訂正】 (誤)「別の灌漑事業の場合」 (正)「この灌漑事業の場合」	ベトナム「ファンリー・ファンティエット灌漑事業」
	11	対象となる案件は6件	別紙4の(5)ご参照
58	8	今回対象となった森林保全事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」 中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「河南省植林事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	20	フォローを実施している事業	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」
	22	インセンティブ	中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	22	林産加工品・販売等等生計改善活動	インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」
	28	一部案件	中国「河南省植林事業」
	31	山火事監視員への貧困世帯等の雇用	中国「河南省植林事業」
59	1	女性の優先的雇用	中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	1	森林保全事業3件	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	6	肥料・農薬を殆ど使用しないこと	中国「河南省植林事業」
	6	植栽時に有機肥料、環境汚染が少ない農薬等の使用すること	中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	7	農薬・肥料使用に関する管理や実施機関の適切な指導	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	11	自然環境の改善に寄与する事業	中国「河南省植林事業」
	14	土壌流出等が発生している地域における在来種の植林	中国「四川省長江上流地区生態環境総合整備事業」 中国「河南省植林事業」 中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
	15	生態系に配慮した在来種による植林	インド「オリッサ州森林セクター開発事業」 インド「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」 インド「グジャラート州森林開発事業フェーズ2」
	18	病害虫被害発生時の総合的病害虫管理を組み込んだプロジェクト設計がなされている事例	中国「河南省植林事業」
	20	病害虫管理体制が確認されている事例	中国「吉林省松花江流域生態環境整備事業」
25~27	対象案件は5件で、カテゴリAが1件(工業地域インフラ整備事業)、カテゴリBが1件(E/S借款)、カテゴリF1が3件(民間企業・中小企業支援にかかるツーステップローン案件)	別紙4の(6)ご参照	
60	16	カテゴリAに	ベトナム「ビンフック省投資環境改善事業」
	18	カテゴリBのE/S借款	カンボジア「シハヌークヴィル港経済特別区開発事業(E/S)」
	19	他3件	チュニジア「民間投資支援事業」 モンゴル「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」 ベトナム「中小企業支援事業(II)」
	24	インフラ整備事業	ベトナム「ビンフック省投資環境改善事業」
61	12	工業地域インフラ整備事業においては、E/S借款にて	カンボジア「シハヌークヴィル港経済特別区開発事業(E/S)」
	23	PF1への資金供与	ベトナム「中小企業支援事業(II)」 モンゴル「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」 チュニジア「民間投資支援事業」
	25	適切な環境社会配慮が確保されることを確認	ベトナム「中小企業支援事業(II)」 チュニジア「民間投資支援事業」
	29~31	対象となる案件は上下水道・衛生については24件であり、カテゴリAが2件、カテゴリBが22件である。総合的環境については7件であり、カテゴリBが6件、カテゴリF1が1件	別紙4の(7)ご参照
63	14	懸念が表明を受けた案件	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(1)」

頁	行/脚注	該当箇所	案件名等
63	21	カテゴリAに分類された案件	ベトナム「ハイフォン都市環境改善事業(1)」
	25	一部農地を失う農民が発生する案件	中国「長沙市導水及び水質環境事業」
64	9	カテゴリAに分類された事業	インド「フセイン・サガル湖流域改善事業」
	14	対象となる案件は9件であり、カテゴリBが6件、カテゴリCが3件	別紙4の(7)ご参照
65	8	用地取得が発生した案件は2件	インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」 チュニジア「ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業」
	11	人材育成事業	中国「遼寧省人材育成事業」 中国「河北省人材育成事業」 中国「海南省人材育成事業」
	13	運用効果指標に地方からの学生比率を設けていること	インドネシア「国立イスラム大学保健・医学部事業」
	14	障害者社会的弱者にも配慮した設計・建設が実施されること	インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」
	21	新校舎として整備する事業	インドネシア「ハサヌディン大学工学部整備事業」
	26	対象となる案件は6件であり、カテゴリAが1件、カテゴリBが4件、カテゴリFIが1件	別紙4の(7)ご参照
66	19	カテゴリA案件1件	モロッコ「都市環境改善事業」
67	1	当該対象案件(全5件)	インドネシア「貧困削減地方インフラ開発事業」 スリランカ「貧困緩和地方開発事業」 中国「貴州省環境整備・人材育成事業」 バングラデシュ「東部バングラデシュ農村インフラ整備事業」 ベトナム「貧困地域小規模インフラ整備事業(II)」
	5	貧困地域の産業開発・雇用促進を図ることとしている案件	ベトナム「貧困地域小規模インフラ整備事業(II)」
	7	ある農村インフラ整備事業	バングラデシュ「東部バングラデシュ農村インフラ整備事業」
	9	別の事業	インドネシア「貧困削減地方インフラ開発事業」
	13~15	上記以外のサブ・セクターに観光、行政機能強化、保健・医療、その他社会的サービスが含まれるが、それぞれ、カテゴリBが3件(観光:2件、保健・医療:1件)、カテゴリCが2件(行政機能強化)、FIが2件(その他社会的サービス(復興支援事業))	別紙4の(7)ご参照
	25	本調査対象案件	スリランカ「観光セクター開発事業」
68	7	医療施設整備事業	ベトナム「地方病院医療開発事業」
	14	本調査対象案件の2件	スリランカ「スリランカ津波被災地域復興事業」 インドネシア「アチェ復興事業」
	22	対象案件は10件	別紙4の(8)ご参照
69	4	政策制度支援型借款	タンザニア「第4次貧困削減支援借款」 ベトナム「第3次貧困削減支援借款」 ベトナム「第4次貧困削減支援借款」 ベトナム「第5次貧困削減支援借款」 ラオス「第2次貧困削減支援オペレーション」
	5	計画マニュアル策定を完了することが掲げられている例	ベトナム「第3次貧困削減支援借款」 ベトナム「第4次貧困削減支援借款」 ベトナム「第5次貧困削減支援借款」
	6	復興支援借款	パキスタン「緊急震災復興支援借款」
71	19	実施が確認できないもの	別紙3ご参照
	26	実施が確認されない案件も	別紙3ご参照
	33	モニタリング計画自体は作成されていない案件	別紙3ご参照

実施が確認できなかった案件一覧表

(1) 「代替案の検討」について実施が確認できなかった23案件

国名	案件名	カテゴリ
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B
中国	遼寧省人材育成事業	B
中国	河北省人材育成事業	B
中国	海南省人材育成事業	B
中国	吉林省松花江流域生態環境整備事業	B
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業	B
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業 (E/S)	B
インド	アムリトサル下水道整備事業	B
インドネシア	メラピ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業	B
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業	B
インドネシア	国立イスラム大学保健・医学部事業	B
インドネシア	カモジャン地熱発電所拡張事業 (E/S)	B
インドネシア	ジャワ南線複線化事業 (III) (E/S)	B
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業	B
ケニア	ソンドゥ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設事業	B
パキスタン	給電設備拡充事業	B
スリランカ	観光セクター開発事業	B
スリランカ	水セクター開発事業	B
チュニジア	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業	B
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業 (I)	B
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業 (II)	B
ベトナム	南部ピンズオン省水環境改善事業	B

(2) 「国際的基準との比較」について実施が確認できなかった24案件

国名	案件名	カテゴリ
バングラデシュ	送電網整備事業	B
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業	B
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業 (E/S)	B
エジプト	大エジプト博物館建設事業	B
インド	オリッサ州森林セクター開発事業	B
インド	コルカタ廃棄物管理改善事業	B
インド	ビシャカパトナム港拡張事業 (E/S)	B
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業	B
インド	アムリトサル下水道整備事業	B
インドネシア	北西スマトラ連系送電線建設事業	B
インドネシア	ジャワ南線複線化事業 (III) (E/S)	B
モロッコ	下水道整備事業	B
モロッコ	地方電化事業 (III)	B
モロッコ	河川流域保全事業	B
モルディブ	モルディブ津波復興事業	B
パラグアイ	イグアス水力発電所建設事業	B
パキスタン	給電設備拡充事業	B
スリランカ	観光セクター開発事業	B
スリランカ	東部州経済インフラ復興事業	B
スリランカ	水セクター開発事業	B

チュニジア	太陽光地方電化・給水事業	B
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業	B

(3) 「モニタリング計画・環境管理計画の策定」について実施が確認できなかった9案件

国名	案件名	カテゴリ
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業	B
モロッコ	地方電化事業(III)	B
スリランカ	観光セクター開発事業	B
チュニジア	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業	B
チュニジア	太陽光地方電化・給水事業	B
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業	B
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業	B

(4) 「スクリーニング結果の公表」について実施が確認できなかった2案件

国名	案件名	カテゴリ
カンボジア	シハヌークヴィル経済特別区開発事業(E/S)	B
タンザニア	第4次貧困削減支援借款	C

調査対象一覧表（セクター別）

(1) 電力・ガス

国名	案件名	カテゴリ	小分類
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（Ⅰ）	A	火力発電所
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業（Ⅱ）	A	火力発電所
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業（ ）	A	火力発電所
インドネシア	クラマサン火力発電所拡張事業	B	火力発電所
ルーマニア	トゥルチェニ火力発電所環境対策事業	B	火力発電所
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業	A	水力発電所
インドネシア	プサンガン水力発電所建設事業	A	水力発電所
インドネシア	アサハン第3水力発電所建設事業（E/S）	B	水力発電所
ケニア	ソンドゥ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設事業	B	水力発電所
パラグアイ	イグアス水力発電所建設事業	B	水力発電所
エジプト	コライマツ太陽熱・ガス統合発電事業	B	太陽光発電
インドネシア	ウルブル地熱発電所建設事業	A	地熱発電所
インドネシア	カモジャン地熱発電所拡張事業（E/S）	B	地熱発電所
インド	地方電化事業	B	送電線
インドネシア	北西スマトラ連系送電線建設事業	B	送電線
カンボジア	メコン地域電力ネットワーク整備事業（カンボジア成長回廊）	B	送電線
パキスタン	ダドゥ・クズダール送電網事業	B	送電線
バングラデシュ	送電網整備事業	B	送電線
モロッコ	地方電化事業（Ⅲ）	B	送電線
ラオス	メコン地域電力ネットワーク整備事業（ラオス）	B	送電線
インド	ハイデラバード都市圏送電網整備事業	B	送電線
スリランカ	ワウニア・キリノッチ送電線修復事業	C	送電線
インド	パンガロール配電網設備高度化事業	C	送電線
チュニジア	太陽光地方電化・給水事業	B	その他電力・ガス
パキスタン	給電設備拡充事業	B	その他電力・ガス
インドネシア	国有電力会社発電業務改善事業	C	その他電力・ガス
中国	包頭市大気環境改善事業	B	ガス

(2) 運輸

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（Ⅰ）	A	道路
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（ ）	A	道路
グアテマラ	和平地域道路整備事業	A	道路
セネガル	バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（E P S A for Africa）	A	道路
タンザニア	アルーシャ - ナマンガ - アティ川間道路改良事業	A	道路
パキスタン	インダス・ハイウェイ建設事業（Ⅲ）	A	道路
ベトナム	国道3号線道路ネットワーク整備事業（Ⅰ）	A	道路
モザンビーク	モンテブエス - リシガ間道路事業	A	道路
モロッコ	マラケシュ - アガディール間高速道路建設事業	A	道路
スリランカ	東部州経済インフラ復興事業	B	道路
ベトナム	ベトナム北部国道交通安全強化事業	B	道路
インド	デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ2）（Ⅰ）	A	鉄道
インド	パンガロール・メトロ建設事業	A	鉄道
インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2（ ）	A	鉄道

ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタイン - スオイティエン間（1号線））(I)	A	鉄道
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業（E/S）	B	鉄道
インドネシア	ジャワ南線複線化事業（III）（E/S）	B	鉄道
ベトナム	ニャットン橋（日越友好橋）建設事業（I）	A	橋梁
スリランカ	ゴール港開発事業（ ）	A	港湾
インド	ビシャカパトナム港拡張事業	A	港湾
インド	ビシャカパトナム港拡張事業（E/S）	B	港湾
モルディブ	モルディブ津波復興事業	B	港湾

(3) 通信

国名	案件名	カテゴリ	小分類
カンボジア	メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業	B	通信
バングラデシュ	通信ネットワーク改善事業	B	通信
ベトナム	地方部インターネット利用拡充事業	B	通信
チュニジア	国営テレビ放送センター事業	C	放送

(4) 灌漑・治水・干拓

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策事業	A	洪水対策
ベトナム	ファンリー・ファンティエット灌漑事業	A	灌漑
インドネシア	メラピ山プロゴ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業	B	防災
インド	スワン川総合流域保全事業	B	河川流域保全
モロッコ	河川流域保全事業	B	河川流域保全
チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	B	水路整備
インド	アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業	B	灌漑
パキスタン	チェナブ川下流灌漑用水路改修事業	B	灌漑
インド	ラジャスタン州小規模灌漑改善事業	F I	灌漑
ペルー	灌漑サブセクター整備事業	F I	河川流域保全

(5) 農林・水産業

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インド	オリッサ州森林セクター開発事業	B	林業
インド	トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業	B	林業
インド	グジャラート州森林開発事業フェーズ2	B	林業
中国	四川省長江上流地区生態環境総合整備事業	B	林業
中国	河南省植林事業	B	林業
中国	吉林省松花江流域生態環境整備事業	B	林業

(6) 鉱工業

国名	案件名	カテゴリ	小分類
ベトナム	ピンフック省投資環境改善事業	A	工業
カンボジア	シハヌークヴィル港経済特別区開発事業（E/S）	B	工業
チュニジア	民間投資支援事業	F I	工業
ベトナム	中小企業支援事業（II）	F I	工業
モンゴル	中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業	F I	工業

(7) 社会的サービス

国名	案件名	カテゴリ	小分類
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業（I）	A	上下水道・衛生
インド	フセイン・サガール湖流域改善事業	A	上下水道・衛生
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業（バラナシ）	B	上下水道・衛生

インド	コルカタ廃棄物管理改善事業	B	上下水道・衛生
インド	アグラ上水道整備事業	B	上下水道・衛生
インド	アムリトサル下水道整備事業	B	上下水道・衛生
インド	オリッサ州総合衛生改善事業	B	上下水道・衛生
コスタリカ	サンホセ首都圏環境改善事業	B	上下水道・衛生
スリランカ	水セクター開発事業	B	上下水道・衛生
チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業	B	上下水道・衛生
バングラデシュ	カルナフリ上水道整備事業	B	上下水道・衛生
ベトナム	第2期ハノイ水環境改善事業(Ⅰ)	B	上下水道・衛生
ベトナム	第2期ホーチミン市水環境改善事業(Ⅰ)	B	上下水道・衛生
ベトナム	南部ビンズオン省水環境改善事業	B	上下水道・衛生
モロッコ	下水道整備事業	B	上下水道・衛生
モロッコ	下水道整備事業()	B	上下水道・衛生
中国	長沙市導水及び水質環境事業	B	上下水道・衛生
中国	雲南省昆明市水環境整備事業(Ⅰ)	B	上下水道・衛生
中国	黒龍江省ハルビン市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	広西チワン族自治区玉林市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	雲南省昆明市水環境整備事業()	B	上下水道・衛生
中国	寧夏回族自治区水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	四川省地方都市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	安徽省地方都市水環境整備事業	B	上下水道・衛生
中国	新疆ウイグル自治区伊寧市環境総合整備事業	B	総合的環境保全
中国	貴陽市水環境整備事業	B	総合的環境保全
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境整備事業	B	総合的環境保全
中国	吉林省吉林市環境総合整備事業	B	総合的環境保全
中国	新疆ウイグル自治区地方都市環境整備事業()	B	総合的環境保全
中国	内蒙古自治区フフホト市大気環境改善事業()	B	総合的環境保全
エジプト	環境汚染軽減事業	F I	総合的環境保全
インドネシア	国立イスラム大学保健・医学部事業	B	教育
インドネシア	ハサヌディン大学工学部整備事業	B	教育
チュニジア	ボルジュ・セドリヤ・テクノパーク建設事業	B	教育
中国	遼寧省人材育成事業	B	教育
中国	河北省人材育成事業	B	教育
中国	海南省人材育成事業	B	教育
インドネシア	ジョグジャカルタ特別州ICT活用教育質向上事業	C	教育
ベトナム	高等教育支援事業(ⅠTセクター)	C	教育
マレーシア	高等教育基金借款事業(Ⅲ)	C	教育
モロッコ	都市環境改善事業	A	都市・農村生活基盤
スリランカ	貧困緩和地方開発事業	B	都市・農村生活基盤
バングラデシュ	東部バングラデシュ農村インフラ整備事業	B	都市・農村生活基盤
ベトナム	貧困地域小規模インフラ整備事業(Ⅱ)	B	都市・農村生活基盤
中国	貴州省環境整備・人材育成事業	B	都市・農村生活基盤
インドネシア	貧困削減地方インフラ開発事業	F I	都市・農村生活基盤
エジプト	大エジプト博物館建設事業	B	観光
スリランカ	観光セクター開発事業	B	観光
ベトナム	地方病院医療開発事業	B	保健・医療
インドネシア	高等人材開発事業(Ⅲ)	C	行政機能強化
インドネシア	国土空間データ基盤整備事業	C	行政機能強化
スリランカ	スリランカ津波被災地域復興事業	F I	その他社会的サービス
インドネシア	アチェ復興事業	F I	その他

(8) ノンプロジェクト借款

国名	案件名	カテゴリ	小分類
インドネシア	開発政策借款（プログラムローン）	C	商品借款等
インドネシア	開発政策借款（II）	C	商品借款等
インドネシア	開発政策借款（ ）	C	商品借款等
インドネシア	インフラ改革セクター開発プログラム	C	商品借款等
タンザニア	第4次貧困削減支援借款	C	商品借款等
パキスタン	緊急震災復興支援借款	C	商品借款等
ベトナム	第3次貧困削減支援借款	C	商品借款等
ベトナム	第4次貧困削減支援借款	C	商品借款等
ベトナム	第5次貧困削減支援借款	C	商品借款等
ラオス	第2次貧困削減支援オペレーション	C	商品借款等